

業務委託契約に係る公募型企画競争方式随意契約実施要綱

制 定 平成 19 年 10 月 1 日
最近改正 平成 25 年 3 月 28 日

(目的)

第 1 条 この要綱は、公立大学法人大阪市立大学が発注する業務委託契約において、企画競争に参加しようとする者を募集する随意契約（以下「公募型企画競争方式随意契約」という。）により行うものについて、必要な事項を定める。

(適用範囲)

第 2 条 本要綱の適用を受ける契約は、企画、解析、デザイン等、非定型的又は創造力を要する業務で、仕様内容を作成・決定できない場合や民間事業者のノウハウにより仕様内容の一層の向上を求める場合等の理由により、公立大学法人大阪市立大学契約規程第 12 条第 1 項第 2 号に該当し、競争入札に適さない契約とする。

(発注公告)

第 3 条 発注公告は、次の各号に掲げる事項を公告するものとする。

- (1) 企画競争に付すべき事項
- (2) 企画競争参加資格に関する事項
- (3) 申請書受付期間
- (4) 企画提案内容の審査に関する事項
- (5) 契約条項を示す場所
- (6) 前各号のほか必要な事項

2 前項の公告は、大阪市立大学ホームページ及び医学部附属病院ホームページ（以下「ホームページ」という。）における掲載及び契約担当において掲示することにより行い、参加希望者が閲覧できるようにする。

(企画競争参加資格)

第 4 条 企画競争に参加しようとする者は、次の各号に定める全ての事項を満たさなければならない。

- (1) 法令等の規定により、営業について免許、許可又は登録を要する場合において、当該免許、許可又は登録を受けていること
- (2) 企画競争参加申請時において、公立大学法人大阪市立大学競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと

2 前項各号のほか、必要に応じて別途資格要件を定めることがある。

(企画競争参加の申請)

第 5 条 企画競争参加申請手続きは発注公告に定めるものとする。

2 企画競争参加を希望する者は、契約担当において配布する企画競争参加申請書、企画提案書等その他発注公告において定める書類（以下「申請書等」

という。)に所定の事項を記載のうえ、受付期間中に契約担当に持参して申請しなければならない。

(仕様書等の記載内容に対する質問)

第6条 仕様書等の記載内容に対する質問は、発注公告に定める方法により受付けるものとする。

(企画競争参加資格審査)

第7条 発注公告に示した企画競争参加資格要件に基づき、申請書等の提出書類により企画競争参加資格を審査する。

2 審査の結果、企画競争参加資格を有すると判断できるすべての者について、企画提案書等の審査を実施する。また、企画競争参加資格を有しない者に対しては、その旨を通知する。

(受託者の決定方法)

第8条 企画競争参加者より提案された企画内容を審査し、受託者を決定する。

2 提案された企画内容の審査が必要な場合は、企画競争参加者に対してヒアリング若しくはプレゼンテーションを求めることができる。

3 提案上限金額を上回る提案については、無効とする。

(誓約書の提出)

第9条 契約の相手方及び大阪市暴力団排除条例第7条各号に規定する下請負人等(以下「下請負人等」という。)は、同条例第2条第2号及び第3号に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でないことをそれぞれが表明した誓約書を提出しなければならない。ただし、契約金額が500万円未満となる契約について、理事長が必要でないと判断した場合はこの限りでない。この条において、同条例第2条第5号中「本市」とあるのは「本市及び公立大学法人大阪市立大学」と読み替えるものとする。

(契約結果の公表)

第10条 受託者を決定し、契約を締結したときは、当該契約結果をホームページに掲示するとともに契約担当窓口において閲覧に供する。

2 掲示及び閲覧に供する事項は、次のとおりとする。

- (1) 案件名称
- (2) 契約の相手方
- (3) 決定金額(消費税及び地方消費税に係る金額を除いた額)
- (4) 契約日

(契約の解除)

第11条 受託者決定後契約締結までに、受託者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたとき又は第9条に規定する誓約書を提出しないときは、契約を行わないものとする。

2 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、この契約の解除を行う。

3 下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合

に、契約者が、本法人が求める当該下請負人等との契約の解除を拒否した場合には、この契約を解除する。

(その他)

第12条 この要綱に定めのない事項又はこの要綱により難しい事項については、別に定めることができる。

附 則

1 この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

附 則 (平成23年9月1日改正)

1 この要綱は、平成23年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による規定は、この要綱の施行の日以後に発注するものについて適用し、同日前に発注した契約については、なお、従前の例による。

附 則 (平成25年3月28日改正)

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による規定は、この要綱の施行の日以後に発注するものについて適用し、同日前に発注した契約については、なお、従前の例による。